

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

五四

告 示

○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

五四

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件

五五

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

五六

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件二件

五六

公 告

○一般競争入札を行う件四件

五六

○家畜人工授精に関する講習会を開催する件

五四

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件

五四

○河川整備計画を定めた件

五五

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十七号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表第二の一中「第四号」を「第五号」に改め、同表一の1の（二）中「薬剤師」の下に

「栄養士、管理栄養士」を、「臨床検査技師」の下に「理学療法士、作業療法士」を加え、「及び歯科衛生士」を「歯科衛生士及び歯科技工士」に改め、同表一の1の四中「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改め、同表一の1の四中「土木技術者」を「言語聴覚士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、相談支援専門員（令第四条第三号に規定する者に限る。）、土木技術者」に改め、同表一の1の（六）中「三一、六〇〇円」を「三一、七〇〇円」に改め、同表一の1の（七）中「三〇、二〇〇円」を「三一、二〇〇円」に改め、同表一の1の（八）中「三一、三〇〇円」を「三一、四〇〇円」に改め、同表二中「第五号」を「第六号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同表に次のように加える。

三 登録被災者援護協力団体

救助の種類ごとに第五条に規定する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（災害対策課）

告 示

福島県告示第七百四十一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

第一条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部二の項中「八一、二九〇円」を「八五、四九〇円」に、同表随時介護を要する状態の部二の項中「四〇、六〇〇円」を「四二、七〇〇円」に改める。

第二条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部一の項中「一七七、九五〇円」を「一八六、〇五〇円」に、同表随時介護を要する状態の部一の項中「八八、九八〇円」を「九二、九八〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年十一月七日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 3 第二条による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- (職員業務課福利厚生室)

福島県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年十一月七日から令和八年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビーライフうおいち・薬王堂白河表郷店 福島県白河市表郷金山字下ノ内四十七ほか

- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社魚一商店

代表者の氏名 代表取締役 菊池 アキ子

住所 福島県白河市表郷金山字竹ノ内六十九番地

名称 株式会社薬王堂

代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一

住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社魚一商店

代表者の氏名 代表取締役 菊池 アキ子

住所 福島県白河市表郷金山字竹ノ内六十九番地

名称 株式会社薬王堂

代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一

住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

- 三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年六月二十四日

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百七十一平方メートル

- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十七台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十台

- 3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 八十平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 四・七立方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社魚一商店

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時

閉店時刻 翌午前零時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

- 七 届出年月日

令和七年十月二十三日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年十一月七日から令和八年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂喜多方関柴店 福島県喜多方市関柴町上高嶺字新堀二十一番三ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年六月二十八日
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百九十平方メートル
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 四十四台
2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 八台
3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 三十二平方メートル
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 三・七立方メートル
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前七時
閉店時刻 翌午前零時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌午前零時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

七 届出年月日

令和七年十月二十七日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
(一) 事業活動に伴い発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条及び会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第四条の規定に基づき、適正に処理すること。また、包装の簡素化やリサイクルボックスの設置等、3Rの取組を推進し廃棄物の減量に努めること。
(二) 景観法第十六条第一項の規定に基づき令和七年六月十九日付けで届出のあった行為について、確実に履行すること。
(三) 会津若松市屋外広告物等に関する条例第十八条の規定に基づき、事前協議の手続きを行うこと。
(四) 交通誘導方法及び経路について、関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等の解消に積極的に努めること。
(五) その他、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望等の問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和七年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
県道庭坂福島線	福島市野田町五丁目一番三三地先から同市野田町七丁目二四五番二地先までの上り線 福島市野田町七丁目二四六番一六地先から同市野田町五丁目二番一二地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七百四十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和七年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
県道白河停車場線	白河市向新蔵一〇九番地先から同市円明寺三四番一地先までの上り線 白河市向新蔵八一番一地先から同市円明寺三二番二地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第207号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか14施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか14施設で使用する電気 予定数量3,469,400kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年3月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時までの13か月間
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか14施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す電力の種類、契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和5年3月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年12月3日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年11月7日（金）から同年12月3日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月14日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年12月18日（木）午後3時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階 西326会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年

12月17日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）並びに環境価値に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、福島県知事が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural East Wing and 14 other facilities (Planned annual power consumption: 3,469,400kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 3:00 p.m., 18 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 17 December 2025
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

（施設管理課）

公告第208号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 スチール製書棚ほか計2品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 令和8年4月15日（水）
- (4) 納入場所 福島県郡山合同庁舎（新庁舎）書庫（福島県郡山市南一丁目94番）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年12月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和7年11月7日（金）から同年12月2日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙24枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月17日（月）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年11月17日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年12月19日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月18日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Two items, including a steel shelf / 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 19 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 December 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

公告第209号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地3）及び福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年12月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年11月7日（金）から同年12月2日（火）まで（土

- 曜日及び日曜日並びに同年11月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月17日(月)午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年11月17日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年12月22日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日(金)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Deicing spreader 2 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 22 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 December 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第210号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（7 t 級） 1 台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年10月30日（金）
- (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年12月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年11月7日（金）から同年12月2日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月17日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年11月17日（月）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年12月22日（月）午後2時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removing Truck (7t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 22 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 December 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第二百一十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 開催期日

令和八年一月十九日から同年二月二十日まで（土曜日及び日曜日並びに同月十日及び同月十一日を除く。）

二 場所

1 学科、実習及び修業試験

福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地

2 一部の実習

福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地藏原甲十八番地

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十五名

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和七年十一月二十一日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和七年十二月二十六日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、県内在住者及び畜産関係の業務に従事又は従事する予定の者を優先することとし、必要に応じて抽選により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第二百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

令和七年十一月七日

土地改良事業を 行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
雄国山麓土地改 良区	雄国山 麓地区	令和七年度雄国山麓 地区土地改良施設突 発事故復旧事業（補 助）	令和七年九月三〇 日	令和七年一〇月九 日

（農村計画課）

公告第二百十三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整
備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設
事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川計画課）

河川整備計画の名称 二級河川請戸川水系河川整備計画